

畜 产 局  
令和 7 年 10 月 21 日

### 肉用子牛の平均売買価格について（令和 7 年度第 2 四半期）

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の令和 7 年度第 2 四半期の平均売買価格が、品種区分ごとに次のとおりとなつた（10 月 21 日付けの官報で告示）。

（単位：円／頭）

		黒毛和種	褐毛和種	その他の 肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		574,000	523,000	334,000	164,000	274,000
合理化目標価格		446,000	406,000	259,000	110,000	216,000
7 年度 第 2 四半期	平均売買価格 ※※	647,800	610,600	-	220,600	392,800
※	補給金単価	-	-	-	-	-

※「その他の肉専用種」については、令和 2 年度から算定期間を 1 年（4 月～3 月）としている。

※※「平均売買価格」については、指定家畜市場における指定肉用子牛の取引価格から算出している。

令和7年10月21日  
独立行政法人農畜産業振興機構

優良和子牛生産推進緊急支援事業及び肉用牛緊急特別対策事業  
(和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業)の平均価格等について  
(令和7年7月~9月分)

優良和子牛生産推進緊急支援事業実施要綱(令和6年3月18日付け5農畜機第8206号)第4の3及び肉用牛緊急特別対策事業実施要綱(令和7年2月28日付け6農畜機第7688号)別添1の第4の3の規定に基づき、下記のとおり令和7年7月~9月分の平均価格及び奨励金単価を公表します。

今期は、黒毛和種及び褐毛和種について、いずれの事業も平均価格が発動基準価格を上回ったため、奨励金の交付はありません。

記

1 平均価格及び発動基準価格

(単位:円/頭)

品種・ブロック	平均価格	優良和子牛生産推進緊急支援事業 【継続事業】			和子牛産地基盤強化 緊急特別対策事業 【新規事業】	
		発動基準価格			奨励金 発動	発動基準 価格
		A	B	C		
黒毛和種	北海道	717,425	610,000	590,000	580,000	—
	東北	636,495				—
	本州関東以西・ 四国(兵庫県を除く)	653,574				610,000
	兵庫県	972,547				—
	九州・沖縄	641,649				—
褐毛和種		610,600	560,000	540,000	530,000	560,000
その他の 肉専用種		—	360,000	340,000	—	360,000

## 2 奨励金単価

(単位：円／頭)

品種	優良和子牛生産推進緊急支援事業 【継続事業】				和子牛生産地基盤強化 緊急特別対策事業 【新規事業】	
	発動基準	取組数2	取組数3	取組数4以上	離島等以外	離島等
黒毛和種・ 褐毛和種	A	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
	B	10,000	20,000	20,000		
	C	10,000	20,000	30,000		
その他の 肉専用種	A	10,000	10,000	—		
	B	10,000	20,000	—		

注1：優良和子牛生産推進緊急支援事業は令和7年7月～9月販売分、和子牛生産地基盤強化緊急特別対策事業は令和7年7月～9月販売分及び保留分が対象となります。

注2：黒毛和種の平均価格は、肉用子牛生産者補給金制度の対象となる6ヵ月齢～12ヵ月齢の肉用子牛の指定市場における取引価格を用い、要綱別表1に定めるブロック別、四半期ごとに算出し、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値70（平均+2標準偏差）以上）となる都府県（今回は兵庫県が該当）はブロック別平均価格の計算から除外します。

注3：褐毛和種については、全国で、四半期ごとに算出します。

注4：その他の肉専用種については、令和7年4月～令和8年3月までの取引価格を用いて全国の年平均価格を算出します。

注5：離島等の奨励金単価は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、鹿児島県奄美市、鹿児島県大島郡及び沖縄県に所在する農場において飼養された和子牛が対象です。

注6：平均価格及び発動基準価格は、消費税込みです。